

別紙

令和6年度（令和5年度からの繰越分）社会保障・税番号制度システム整備費助成事業（マイナ保険証利用促進のための医療機関等への支援）実施要領

第1 目的

本実施要領は、社会保障・税番号制度システム整備費助成事業（マイナ保険証利用促進のための医療機関等への支援）に関する基本的な事項を定めるものである。

第2 社会保障・税番号制度システム整備費助成事業（マイナ保険証利用促進のための医療機関等への支援）

本実施要領における社会保障・税番号制度システム整備費助成事業とは、医療機関等においてマイナ保険証の利用促進を図るため、医療現場におけるマイナ保険証の利用勧奨の取組等に対する支援に対して、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）が行う助成事業であり、社会保障・税番号制度システム整備費助成事業の対象となる事業（以下「事業」という。）については、以下に示すとおりである。

第3 助成対象事業

- 1 保険医療機関等（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第13項に規定する「保険医療機関等」をいう。以下同じ。）の令和6年1月～5月におけるマイナ保険証の利用勧奨の取組を対象に、期間中の月平均マイナ保険証利用率が、令和5年10月の平均利用率（令和5年10月以降の新設保険医療機関等については、令和5年10月の平均利用率は0%とする。）との比較で増加した保険医療機関等に対し、当該機関のマイナ保険証利用件数（初診・再診・調剤）に応じた支援に係る事業。
- 2 令和6年5月～8月において、①窓口での共通ポスターの掲示、②来院患者への声掛けとマイナ保険証の利用を求めるチラシ配布の取組を実施した保険医療機関等を対象に、いずれかの月のマイナ保険証の利用人数が令和5年10月の同月利用人数（令和5年10月以降の新設保険医療機関等については、令和5年10月の利用人数は0人とする。）から増加した保険医療機関等に対し、当該機関の令和5年10月の利用人数からのマイナ保険証利用人数の増加量に応じた一時金に係る事業。

- 3 令和5年10月から令和6年11月までのいずれかの月のマイナ保険証の月間利用件数の総数が1台あたり500件以上の保険医療機関等において、令和5年11月11日以降に顔認証付きカードリーダーを増設した場合、顔認証付きカードリーダー・資格確認端末の購入等に係る事業。

第4 助成額、助成率及び助成限度額

- 1 第3の1に係る助成額は、以下のとおりとする。

基金において、保険医療機関等の令和6年1月～5月の平均利用率と令和5年10月の平均利用率との比較で増加した率に応じ、表1により、総利用件数に支援単価を乗じた額の支援を行う。

※平均利用率の算出方法：令和5年10月の平均利用率の場合

「令和5年10月のマイナ保険証利用人数(名寄せ処理後) / 令和5年11月請求分レセプト枚数(外来請求であって電子請求されたレセプトに限る)」

※被用者保険者(自衛官、日雇、公費除く)、国保保険者、後期高齢者広域連合。

2についても同じ。

なお、利用率の端数については、小数点第一位を四捨五入して算出する。

表1

令和5年10月の平均利用率からの増加量	対象期間 支援単価
5%pt 以上	20 円/件
10%pt 以上	40 円/件
20%pt 以上	60 円/件
30%pt 以上	80 円/件
40%pt 以上	100 円/件
50%pt 以上	120 円/件

- 2 第3の2に係る助成額は、以下のとおりとする。

基金において、令和6年5月～8月までのうちマイナ保険証の利用人数が最も多い月の利用人数について、保険医療機関等の令和5年10月の平均利用率(名寄せ処理後)及び同月利用人数からの増加量に応じ、表2-1による額の一時金の支払を行う。

表 2 - 1

		令和 5 年 10 月の利用人数からの増加人数（下段は病院の要件）																			
		1 人	以上	10 人	以上	20 人	以上	30 人	以上	50 人	以上	70 人	以上	80 人	以上	100 人	以上	160 人	以上	240 人	以上
		10 人		40 人		80 人		150 人		250 人		350 人		450 人		540 人		720 人		900 人	
令和 5 年 10 月の平均利用率	3% 未満	0	0	0	3 万円		5 万円		7 万円		10 万円		15 万円		17 万円		20 万円				
					10 万円		12 万円		15 万円		20 万円		30 万円		35 万円		40 万円				
	3% ~ 5%	0	0	3 万円		5 万円		7 万円		10 万円		15 万円		17 万円		20 万円					
				10 万円		12 万円		15 万円		20 万円		30 万円		35 万円		40 万円					
	5% ~ 10%	0	3 万円		5 万円		7 万円		10 万円		15 万円		17 万円		20 万円						
			10 万円		12 万円		15 万円		20 万円		30 万円		35 万円		40 万円						
	10% ~ 20%	3 万円		5 万円		7 万円		10 万円		15 万円		17 万円		20 万円							
		10 万円		12 万円		15 万円		20 万円		30 万円		35 万円		40 万円							
	20% ~ 30%	5 万円		7 万円		10 万円		15 万円		17 万円		20 万円									
		12 万円		15 万円		20 万円		30 万円		35 万円		40 万円									
	30% ~ 40%	7 万円		10 万円		15 万円		17 万円		20 万円											
		15 万円		20 万円		30 万円		35 万円		40 万円											
	40% ~	10 万円		15 万円		17 万円		20 万円													
		20 万円		30 万円		35 万円		40 万円													

令和 5 年 10 月診療分のレセプト請求枚数（外来請求であって電子請求されたレセプトに限る。）が 150 以下の施設（以下「小規模施設」という。）に対する一時金の額は、表 2－2 のとおりとする。ただし、小規模施設であっても、①令和 5 年 10 月の平均利用率が 10%以上、②令和 5 年 10 月の平均利用率が 5～10%で、10 月からの増加人数が 10 人以上である場合など「10 月の利用人数からの増加人数」が小規模施設の区分の上限を超える場合には、表 2－1 により支払を行う。

表 2－2

		令和 5 年 10 月の利用人数からの増加人数						
		1 人以上	5 人以上	10 人以上	15 人以上	25 人以上	35 人以上	40 人以上
平均 利用率	令和 5 年 10 月の							
	3%未満	0	0	1 万円	1.5 万円	2.5 万円	3.5 万円	5 万円
	3%～5%	0	1 万円	1.5 万円	2.5 万円	3.5 万円	5 万円	
	5%～10%	1 万円	1.5 万円					

3 健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号に掲げる保険医療機関のうち医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院における第 3 の 3 に係る助成率及び助成限度額は、別表 1－1 から別表 1－3 のとおりとする。また、表 3 の条件に応じ、顔認証付きカードリーダー最大 3 台まで、増設に要した費用の一部を補助する。

なお、令和 5 年 4 月以降に新規開設した病院においては、新規開設時に導入した顔認証付きカードリーダーの台数が基準となる。

表 3

利用件数 病 院	500～999 件	1,000～1,499 件	1,500～1,999 件 ※1 台運用 の病院は 1,500 件以上 に読み替え	2,000～2,499 件 ※2 台運用 の病院は 2,000 件以上 に読み替え	2,500 件以上
1 台の無償提供等 を受けた病院	1 台	2 台	3 台	—	—

2 台の無償提供等 を受けた病院	—	1 台	2 台	3 台	—
3 台の無償提供等 を受けた病院	—	—	1 台	2 台	3 台

4 健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号に掲げる保険医療機関のうち医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所又は保険薬局における第 3 の 3 に係る助成率及び助成限度額は、別表 2 のとおりとする。なお、令和 5 年 4 月以降に新規開設した診療所又は保険薬局においても、新規開設時に顔認証付きカードリーダーを導入した場合は対象となる。

5 第 3 の 3 の助成金額は、次の順で算定するものとする。

- (1) 第 4 の 3 から 4 においては、第 3 の 3 に係る総事業費に、別表 1－1 から別表 2 の「助成率」に定める率を乗じた額を算定する。
- (2) (1) の額と、別表 1－1 から別表 2 の「助成限度額」を比較して少ない額を交付額とする。(1,000 円未満切り捨て)

第 5 事業を実施する場合の条件

1 基金が、第 3 の 1 から 3 に係る事業に対する国からの補助金を財源の全部又は一部として、保険医療機関等に対して、助成金を交付する場合には、当該保険医療機関等に対して、次の条件を付すこと。

- (1) 保険医療機関等は、オンライン資格確認を実施できる環境を整備し、実際にオンライン資格確認を継続して実施すること。
- (2) 事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間を経過するまで、基金の理事長の承認を受けずに、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (3) 基金の理事長の承認を受けて（2）に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を基金に納付させることがある。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(5) 事業に係る収入、支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入、支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日。）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。

(6) (1)～(5)の条件に違反した場合は、助成金の全部又は一部を基金に返納させることがある。

2 1により付した条件に基づき、保険医療機関等から基金に納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

3 基金は、国から概算払いにより事業に係る補助金の交付を受けた場合には、保険医療機関等から請求がある都度、申請書の審査を行い、遅滞なく保険医療機関等に交付しなければならない。

第6 申請手続

第3の1及び2の事業に係る助成金は、保険医療機関等からの申請は不要とする。

第3の3の事業に係る助成金の交付の申請は、別紙様式1による申請書を、第13で定める申請期間に、原則として、電磁的方法（基金の使用に係る電子計算機と申請書等の提出を行う保険医療機関等とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提出する方法をいう。以下同じ。）により基金に提出して行うものとする。ただし、保険医療機関等がやむを得ない事情により、当該申請方法によることができない場合は、書面による申請でも差し支えないものとする。

第7 電子申請

1 保険医療機関等が第3の3の事業に係る第6の申請を行う場合は、第3の3の事業の完了後に行うものとする。

2 医療法人や大型チェーン薬局など複数の保険医療機関等から構成される組織（以下「取りまとめ者」という。）は、同組織に属する複数の保険医療機関等の第7に係る申請を、一括して行うことができるものとする。

(1) 申請を一括して行おうとするときは、あらかじめ、別紙一括申請様式1による申請書を基金に届け出て、一括して申請する保険医療機関等に関

する事項の確認を受けなければならない。

- (2) 2の申請は、別紙一括申請様式2による申請書を電磁的方法または郵送で基金に提出して行うものとする。

なお、助成金の申請については併せて、別紙様式2を電磁的方法または郵送により基金に提出して行うものとする。

- (3) 別紙一括申請様式1、2及び別紙様式2の詳細については、基金から取りまとめ者に提供する仕様書によるものとする。

- 3 基金は、原則として、第8の規定に基づく交付の決定及び通知、第9の規定に基づく決定の取消し、第10の規定に基づく助成金の返還命令及び第11の規定に基づく延滞金の納付命令に係る通知を電磁的方法により行うものとする。

第8 交付の決定及び通知

基金は、第3の1及び2の事業において、対象期間が終了した後に、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに別紙様式3により助成金の交付の決定を通知するものとする。基金は、第3の3の事業において第6の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに別紙様式4により助成金の交付の決定を通知するものとする。なお、基金は、第3の1から3の事業における助成金の交付決定について、第3の1から3に係る事業に対する国からの補助金の範囲内で決定するものとする。

第9 決定の取消し

- 1 基金は、第3の1及び2の事業において、保険医療機関等より別紙様式5により助成金の辞退の申し出があったときは、交付の決定を取り消すことができる。

なお、第3の1及び2の事業における助成金の辞退を希望する保険医療機関等においては、令和6年1月～5月に係る支援金は令和6年8月末日までに、令和6年5月～8月に係る一時金は令和6年9月末日までに、別紙様式5を基金に提出しなければならない。

- 2 基金は、保険医療機関等が助成金を他の目的に使用し、助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件その他法令若しくはこれに基づく所管庁の処分に違反したとき、又は基金に提出した助成金の算定の基礎となる資料につ

いて故意若しくは重大な過失により事実と異なる報告をしたと認められるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

第 10 助成金の返還

基金は、助成金の交付の決定を取消した場合において、助成金の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、助成金の返還を命ずるものとする。

第 11 延滞金

- 1 基金は、保険医療機関等が助成金の返還の命令を受け、これを納付すべき期限までに納付しなかったときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年 3.0%（民法第 404 条に定める法定利率の変動があった場合には、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。）の割合で計算した延滞金を納付させるものとする。
- 2 1 の年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。
- 3 1 により延滞金を納付しなければならない場合において、保険医療機関等の納付した金額が返還すべき助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず延滞金の額に充てられたものとする。

第 12 備え付け帳簿等

基金は、助成金台帳を備え、保険医療機関等ごとに交付した助成金の額、交付期日、その他必要な事項を記載するものとする。なお、当該助成金台帳は、電磁的記録により作成及び保存を行うこともできるものとする。

第 13 助成事業の申請期間

第 3 の 3 の助成金交付申請は令和 6 年 4 月以降申請を開始するものとし、第 3 の 3 の助成対象事業を完了させ、令和 7 年 1 月 15 日までに申請するものとする。ただし、当該期間について、医療介護連携政策課長は、基金の理事長と協議して変更することができるものとする。

(別表 1－1) 病院 (顔認証付きカードリーダーを 1 台増設した場合)

第 3 の 3 の事業	助成率 1 / 2	助成限度額は、27.5 万円まで (55 万円に左欄の補助率を乗じた額)
-------------	-----------	---

(別表 1－2) 病院 (顔認証付きカードリーダーを 2 台増設した場合)

第 3 の 3 の事業	助成率 1 / 2	助成限度額は、45 万円まで (90 万円に左欄の補助率を乗じた額)
-------------	-----------	---------------------------------------

(別表 1－3) 病院 (顔認証付きカードリーダーを 3 台増設した場合)

第 3 の 3 の事業	助成率 1 / 2	助成限度額は、62.5 万円まで (125 万円に左欄の補助率を乗じた額)
-------------	-----------	--

(別表 2) 診療所・薬局

第 3 の 3 の事業	助成率 1 / 2	助成限度額は、27.5 万円まで (55 万円に左欄の補助率を乗じた額)
-------------	-----------	---

※別表の金額はいずれも税込み。